狭あい道路拡幅整備協議　開始から終了までのフロー図

R7.5 目黒区建築課狭あい道路担当

— 申請者 —　　— 目黒区 —

狭あい道路拡幅整備協議書の提出《建築課狭あい道路係》
（※２部・建築確認申請の１か月前に提出）
○提出書類：協議書･委任状･案内図･配置図･公図（写）
現況写真　＊自主整備→自主整備計画書添付
○条件等
【寄　付】　公道で道路境界確定済
民有地境界確定済・分筆済・抵当権解除済
【無償使用】特別区道・区有通路で道路境界確定済
民有地境界確定済、後退用地座標値有
【整備委託】私道で区に整備を委託する場合
（注意：区が工事受託する場合は全て諸条件有）
【自主整備】建築主（申請者）が行なう場合

《建築課狭あい道路係》
協議書受理
受付票発行

《建築課調査係》
調査係へ
調査依頼

後退線、区域の判定
配置図等の修正等指示

調査結果報告

同意書交付（副本返却）
今後の必要書類を案内する

同意書（副本）受領

（建築確認申請提出）

建築工事着手

○**寄付・無償使用承諾**は、建物竣工の
約３か月前に区へ書類提出

書類受理
書類審査：公道編入（財産移転・移譲）準備
確認測量委託準備・工事所管課に工事依頼

○**整備委託**の場合は、建物竣工の
約３か月前に区へ書類提出

書類受理
書類審査：
工事所管課に工事依頼

自主整備

後退線の明示(くい等設置)
構造物撤去・埋設物除去
一般の通行上支障無

後退線の明示(くい等設置)
構造物撤去・埋設物除去

現場立会（区工事が行える時のみ）
○寄付・無償使用承諾範囲の確認
○後退用地、越境物除去等の確認
○工事内容の確認
○工事日程の調整

【寄付の場合】
登記手続き
所有権移転登記

土地所有者へ
「寄付受領通知書」送付

区の拡幅整備工事
＊工事は立会順に行ないます

整備委託箇所　寄付・無償使用箇所

自主整備完了届の提出
（拡幅整備状況のわかる写真添付）

完了届受理
現地確認

【自主整備の場合】
申請者へ
「拡幅整備確認書」送付

（区内部）
工　事　検　査

（土木管理課へ引継ぎ）

公道へ区域編入

【私道整備委託の場合】
申請者へ
「後退用地整備引渡書」送付

【無償使用承諾の場合】
申請者へ
「無償使用承諾通知書」の送付